

平成29年度事業計画書

相談支援事業所あい

1. 基本理念

ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念に基づき、「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを旨とし、本事業所の基本理念を以下のとおり定める。

(1) 自立支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障害の程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会(経済)活動へ積極的に参画できるように支援する。

(2) 主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援する。

(3) 生活の質(Q. O. L)の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重要視した施設づくりを行う。

2. 基本方針

社会福祉法人愛光会相談支援事業所あいには、障害福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、公正かつ中立な事業運営を行う。

相談支援事業所あいには、管理者・相談支援専門員及び居宅介護支援専門員・事務員を配置し、職員が相互に連携するとともに、地域の民生児童委員、ボランティアなど、地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図り、障害者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、総合的なケアの実現を目指す。

3. 事業の種類

(1) 既存事業

- ①指定特定相談支援事業 障害者総合支援法に基づく事業
- ②指定障害児相談支援事業 児童福祉法に基づく事業

(2) 新規事業

- ①指定一般相談支援事業(地域移行) 障害者総合支援法に基づく事業
(地域定着)
- ②指定居宅介護支援事業 介護保険法に基づく事業

(3) 地域貢献事業

4. 新規事業と既存事業を一体的に実施する背景

- (1) 介護保険と障害者福祉の見直しが行われている中、障害者福祉と介護保険の統合についての議論がされている。

- (2) 制度の割り切りが不自然ではあるために利用者はもちろんのこと、事業所や行政が困惑している。
- (3) 知的障害者や精神障害者・発達障害者及び生活困窮者などの支援の促しの重要性は以前から指摘されているにも関わらず、滞り遅れている状況。
- (4) 地域生活の安定やネットワークづくり、災害時における対応を考えた場合、公的福祉サービスのみの提供では限界がある。互助・共助のもと日頃から地域コミュニティが担う役割の充実を考えていく必要がある。
- (5) 75歳以上の人口が都市部では急速に、それ以外でも緩やかに増加している。
- (6) 精神障害者が年々増加の一途をたどっているが、一方で社会的入院と呼ばれている患者の退院がなかなかすすまない。
- (7) 在宅で医療的な支援を必要としている子どもや大人が増えてきている。
- (8) 国は施設の小規模化・多機能化を進める計画を示し、地域生活への移行をすすめている。

5. 全体的な業務内容

- (1) 障害種別や年齢に関わらない形で、福祉サービス利用の調整や広い世代やニーズに対応した相談や支援を総合的に行っていく。
- (2) 地域貢献事業の実施や地域住民の力を借りながら、新たなネットワークを築き上げていく。

6. 事業の対象者及び概要

- (1) 既存の事業
 - ①指定特定相談支援事業
障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者が、相談支援事業を通し、障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。
 - ②指定障害児相談支援事業
障害福祉サービスを利用するすべての障害児が、相談支援事業を通し、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援する。
- (2) 新規事業
 - ①指定一般相談支援事業（地域移行）
障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外で精神科病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者の、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行う。
 - ②指定一般相談支援事業（地域定着）
居宅において単身その他の厚生労働省令で定める状況において生活する障害者において、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他、緊急訪問、緊急対応等の支援を行う。

他、65歳を迎える利用者において福祉サービスの継続は必要に応じ可能だが、介護保険の福祉サービスへの移行により支援スタッフが変更することで、始めから関係を形成する必要があるなど利用者が困惑する可能性がある。よって当分は指定一般相談支援事業（地域定着）を提供することで、徐々に新しい支援スタッフへの橋渡しを行う。

③指定居宅介護支援事業

居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、それに基づきサービスの提供が確保されるように各サービス事業所との連絡調整を行う。

当事業所の計画相談支援利用中で65歳を迎える利用者のうち、介護保険の福祉サービスを利用する必要がある利用者、または利用予定のある要介護状態の利用者がいる場合、同意のもとスムーズに引継ぎを行えるように支援していく。

7. 具体的な事業の内容

(1) 既存の事業

①指定特定相談支援事業

- ・計画相談支援の提供
- ・サービス等利用計画の作成
- ・モニタリングの実施
- ・利用者負担額等の受領事務
- ・支援費請求業務
- ・利用者からの相談
- ・苦情処理に関する業務
- ・事業統計の作成

②指定障害児相談支援事業

- ・障害児相談支援の提供
- ・障害児支援利用計画の作成
- ・モニタリングの実施
- ・利用者負担額等の受領事務
- ・支援費請求業務
- ・利用者等からの相談
- ・苦情処理に関する業務
- ・事業統計の作成

(2) 新規事業

①指定一般相談支援事業（地域移行）

- ・地域移行支援計画の作成
- ・入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助
- ・障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援
- ・一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援
- ・利用者負担額等の受領事務
- ・支援費請求業務
- ・苦情処理に関する業務
- ・事業統計の作成

②指定一般相談支援事業（地域定着）

- ・地域定着支援台帳の作成
- ・利用者に対する常時の連絡体制の確保
- ・緊急時における一時的な滞在等による支援
- ・利用者負担額等の受領事務
- ・支援費請求業務
- ・苦情処理に関する業務
- ・事業統計の作成

- ③指定居宅介護支援事業
- ・介護認定の申請手続きや更新手続きの申請代行。
 - ・介護サービス計画（ケアプラン）の作成およびサービス提供を支援。
 - ・利用者の状態やサービス内容の確認をおこなうモニタリング。
 - ・利用者が介護保険施設への入院または入所を希望された場合は、介護保険施設の紹介その他の支援。
 - ・利用者負担額等の受領事務
 - ・請求業務
 - ・苦情処理に関する業務
 - ・事業統計の作成

8. 新規事業のサービスの流れ

(1) 指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

- ①申請相談・申請
 （利用者→市町村）
 ※計画相談支援も併せて申請が必要。特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画がベースになる。
- ②勘案事項の聞き取り
 （市町村）
 ※障害支援区分の認定は要さず。
- ③サービス等利用計画案作成依頼・作成依頼
 （市町村→指定特定相談支援事業）
- ④計画相談支援及び地域相談支援（地域移行・地域定着）の支給決定
 （市町村）
- ⑤サービス担当者会議
 （特定相談支援事業 ⇄ 関係機関）
 ※地域相談支援を行う指定一般相談支援事業もサービス担当者会議に参加
- ⑥地域移行支援計画の原案（地域移行支援）または地域定着台帳（地域定着支援）の作成
 （指定一般相談支援事業）
- ⑦地域移行支援計画作成会議（地域移行支援）の開催
 （指定一般相談支援事業 ⇄ 関係機関）
 ※⑤のサービス担当者会議と出席者が重複する場合は、両会議を同時に開催することができる。
- ⑧地域移行支援または地域定着支援の開始
 ※地域定着支援の期間は原則12ヵ月。必要に応じて更新は可能。

(2) 指定居宅介護支援事業

- ①申請相談・申請
 （利用者→市町村）
 ※介護支援専門員（ケアマネージャー）が申請代行可能
- ②アセスメントを行い居宅サービス計画書の原案を作成
 （居宅介護支援事業）
- ③サービス担当者会議
 （居宅介護支援事業 ⇄ 関係機関）
- ④居宅サービス計画書作成
- ⑤サービス利用開始
 （居宅介護支援事業 ⇄ 関係機関）
 ※サービス利用表を本人へ渡す。
 ※サービス提供表を各事業所へ渡す。
- ⑥月に1回モニタリングの実施
 （居宅介護支援事業 ⇄ 関係機関）

※自宅へ訪問し本人の状況や支援経過を把握。そして担当者に照会。
※途中、要支援になったら地域包括支援センターに引き継ぎを行う。

- (3) サービス提供料
○指定一般相談支援事業・指定居宅介護支援事業にかかる料金は無料。

9. 新規事業の経験

(1) 経験や能力

①指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

・指定一般相談支援事業としての経験はないが、平成27年6月より、特定相談支援事業において特定事業所加算の指定を受けたことで、指定一般相談支援事業に準じた支援体制を整えている。

しかし、地域移行や地域定着を推進するために必要な精神科病院との連携や生活困窮者などの支援はこれからの状況。

②指定居宅介護支援事業

・指定居宅介護支援事業としての経験はないが、65歳以上の福祉的就労支援事業や施設入所者などの相談支援（身体・知的・精神など）は行っている。他、65歳以上の介護保険サービスを利用している利用者において、介護支援専門員と連携しながらサービス等利用計画書を作成し支援しているケースもある。よって65歳以上の利用者ということで、関わり方などソフト面での対応に多々迷うことは多くないと思われる。

しかし、障害者ケアマネジメントと介護保険のケアマネジメントの内容を比較すると、プランの内容が細かい上に、制度が発足して15年が経過しているという歴史もあり、介護支援専門員個々の業務能力は高いと思われる。

事業を開設するに当たっては、経験を有する介護支援専門員を配置させることが望ましいと思われる。

(2) 必要な技術

①指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）

・地域相談支援事業を行うためには、関係する医療機関や市町村自立支援協議会・相談支援事業者・福祉サービス事業者等と話し合いを重ね、理念・目的を共有することが、これからの長期的な事業の安定につながる。そして、支援の困難な事例や事業を進めていくことによって明らかとなった課題について、関係者が問題意識を共有し、そこで明らかにされた課題を地域の問題として、地域自立支援協議会などで議論し解決の方法を見つけていく。

・地域相談支援の取り組みが地域において具体的に動き出すためには、一人一人の地域生活における希望を育む地域相談支援の提供をどのような方法で実施するのか役割を分担し、特定の事業所だけに負担が偏らないようにしていく必要がある。最初はゆっくりじっくりと支援する方が、徐々に地域相談支援のノウハウが掴みやすい。

・医療機関と連携し、地域相談支援を実施する時、まず必要としている方に事業の説明を行うことがよい。退院に対して消極的な方の考え方を前向きに引き出す、あるいは不安を取り除くことに対して大きな役割を果たしていく必要がある。

②指定居宅介護支援事業

・要介護度や本人の要望等を聞きながら居宅介護支援計画を作成していくが、介護保険法の福祉サービスは総合支援法と違い応益負担（1割負担）となっている。そのため要介護者の家庭事情、住宅事情を良く理解し、悩みを解消する支援をしながら経済的な事情にあったプランを作成していく必要がある。

③全体的に必要な技術

・基本的には特定相談支援事業や一般相談支援事業・居宅介護支援事業と類似している部分が多い。今後ますます介護の重度化、障害のある高齢者や認知症、精神

疾患、厳しい家族関係などの困難事例が増えている状況の中で、困難事例に精通した地域密着型の事業所として、福祉サービスなどにおける総合的な相談窓口となるとともに、将来的に地域福祉の担い手として事業を展開していくことが必要である。

(3) 必要な資格

- ①指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）
 - ・管理者は必要な資格等なし。
 - ・相談支援専門員は相談支援事業者研修修了者。
- ②指定居宅介護支援事業
 - ・管理者及び介護支援専門員ともに、介護支援専門員資格が必要。
 - ・管理者は他事業所と兼務する場合、同一敷地内が必要。

10. 新規事業のエリア・ターゲット

(1) 規模・具体的な対象者

- ①指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）
 - ・鹿屋市（その他の地域については要相談）
 - ・24時間対応
 - ・障害種別の指定なし
- ②指定居宅介護支援事業
 - ・鹿屋市近辺（その他の地域については要相談）
 - ・新規
 - ・障害者総合支援法の計画相談支援から移行する利用者

(2) 同業他社の状況

- ①指定一般相談支援事業（地域移行・地域定着）
 - ・大隅地域において指定を受けている事業所は数か所あるが、実施されていない状況。
 - ・基本的には特定相談支援事業所と一体的に行っている。
- ②居宅介護支援事業
 - ・鹿屋市は39か所。垂水市は6か所。錦江町は5カ所。肝付町は6か所。南大隅町は4カ所。東串良町は6か所。
 - ・居宅介護支援事業を単独で行っている事業所はほとんどない。デイサービス事業やヘルパー、訪問看護、入所系の事業と併設している。

11. 利用者の推定数及び通常の実業地域内外比率

(1) 既存の実業

- ①指定特定相談支援事業
 - ・利用者の推定数（通常の実業の実施地域・近隣地域からの利用）

地域内	442名（新規24名、継続418名）
地域外	14名（新規0名、継続14名）
- ②指定障害児相談支援事業
 - ・利用者の推定数（通常の実業の実施地域・近隣地域からの利用）

地域内	230名（新規36名、継続194名）
地域外	0名

(2) 新規事業

- ①指定一般相談支援事業（地域移行）
 - ・利用者の推定数（通常の実業の実施地域・近隣地域からの利用）

地域内	1名（新規1名、継続0名）
地域外	0名

- ②指定一般相談支援事業（地域定着）
 - ・利用者の推定数（通常の事業の実施地域・近隣地域からの利用）

地域内	2名（新規 2名、継続 0名）
地域外	0名
- ③指定居宅介護支援事業
 - ・利用者の推定数（通常の事業の実施地域・近隣地域からの利用）

地域内	5名（新規 5名、継続 0名）
地域外	0名

1.2. 事業所移転時期及び移転までのスケジュール

- (1) 移転先での開設時期・・・平成29年12月中旬
- (2) 移転までのスケジュール
 - ①平成29年7月初旬～工事における入札
 - ②平成29年7月中旬～建築工事開始
 - ③平成29年11月1日までに居宅介護支援事業所と指定一般相談支援事業所の指定申請書を県に提出
 - ④平成29年11月～建築工事終了
 - ⑤平成29年12月中旬～
相談支援事業所あい移転地での事業開始
特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の指定変更届出書を市に提出

1.3. 権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止をめざして設けた、利用者の人権を守るためのマニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし、法人から独立した外部有識者で構成する第三者委員会を設ける。第三者委員は5名とし、人権擁護を推進し、相談・苦情等解決の円滑・円満な解決を図る。

利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報の取り扱いに関する規則」により、個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められておりこれを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

1.4. 障害者虐待防止法・児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法の体制整備

障害者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律・児童虐待の防止等に関する法律及び、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に沿い、障害をもつ人や児童及び、高齢者の権利を守り、安心して生活するために、虐待の通報窓口の整備、予防防止啓発、関係機関との連携を図るなど「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」との取り扱いを鑑み、障害者や児童または高齢者の虐待防止体制の整備を推進していく。

1 5. 運営管理

運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営をはかる。

(1) 会計事務処理

経理処理は、経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については、新たな会計基準の導入により改訂したところの経理規程等に則り正規の簿記の原則に従い、3つの要件①網羅性（取引がもれなく記録されること。）、立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）を守り、適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財政状況及び経営成績を適正に把握できるように正確な会計処理を行う。また、全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、障害福祉サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場足には、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。

(2) 情報公開

社会福祉法第59条の情報公開については、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書などを作成し、監事の意見を記載した書面を事務所に備えて置き、当法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。また、愛光会だより及びインターネットでも公開する。

また、当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規定及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

(3) 福祉サービス費の請求手続き

障害者総合支援法の障害福祉サービス及び、介護保険法の介護保険サービスにかかる計画相談支援給付費等については、全国共通の支払いシステムによるインタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを經由して請求する。

(4) 職員健康管理

職員は毎年1回定期的に健康診断を実施する。

(5) 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実をはかる為、職員会や支援スタッフ会、ケース会議等の職場内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行う。また、各種研修会にも積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め資質向上をめざす。特に、利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実を図る。

(6) ホームページ

情報公開を目的として施設の行事、生活状況など、本法人の個人情報保護規程に反する事項を除き紹介する。そして、一般の人に閲覧してもらうことにより、施設の認知度を高め、施設運営等の透明性を確保する。また、興味や関心をひく魅力的なサイトを作成するため、定期的に更新しアクセス数の増加に努める。

(7) 地域社会への貢献

地域における様々なニーズの解決のため、専門性や人材を活用し各関係機関と連

携・協力しながら地域のニーズを解決するとともに、地域の福祉力を向上出来るような地域貢献を主体的・積極的に行い、地域住民の信頼と理解を得て、地域コミュニティの中の「福祉総合相談支援センターあい」として地域と共生し災害などの緊急時に共助できるように努める。

16. 利用者並びに職員等に係るマイナンバー(個人番号)の取り扱い

平成25年のマイナンバー法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の成立を受け、平成27年10月から日本国内に住民票があるすべての人に対してマイナンバーの通知が行われ、平成28年1月1日から社会保障や税金の申請や手続き・管理、災害対策の行政手続き等にマイナンバーが用いられることとなった。

当事業所を利用している利用者については現在、取り扱いはないが、今後、預かり取り扱いの必要が出てきた場合の管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号(マイナンバー)預かり取扱い規程」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱う。

職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人情報ファイル等を部外者へ提供する等不正がないよう取り扱う。